

令和6年度 沖縄県立球陽高等学校 一般入学者合否判定基準【公開資料】

1 合否判定方針

中学校より提出された調査書、学力検査及び面接の結果を基にして、学業成績並びに人物を総合的に判断して合否を決定する。

2 合否判定基準方針

令和6年度の本校の募集人員の範囲で、調査書、学力検査の結果の総合点の高い者から順に合否を審議する。

3 審議条項

- (1) 学習成績：評定「1」の教科を持つ者
- (2) 出席状況：出欠の記録について、いずれかの学年において欠席10日以上のある者
- (3) 面接：面接結果において特に審議を要する者
- (4) その他：特に審議を要する者

4 審議の手順（理数科、国際英語科ともに同じ手順）

- (1) 総合点を算出する（調査書と学力検査の比重は4対6）
- (2) 各受検生をそれぞれ総合点の高い順に整列
- (3) 審議条項を持っている受検生の確認
- (4) 各圏の設定
 - ア A圏…総合点で整列した募集人員の約80%以内
 - イ A'圏…A圏で審議条項を持つ者
 - ウ B圏…総合点で整列した募集人員の約110%以内でA圏の者を除く
 - エ C圏…A圏及びB圏以外の者
- (5) 以下のアからオの順序で審議を行う。
 - ア A圏（A'圏を除く）に属する者を審議する。
 - イ 帰国子女等の者を審議する。
 - ウ A'圏の者を審議する。
 - エ C圏の中から、顕著な成績がある者を引き上げる。
 - オ B圏の者に前記ア、イ、ウで保留になった者、C圏から引き上げた者を加えて審議する。
※第一志望学科判定で合格しなかった者で、第二志望の記載がある者については、第一志望学科での審議・選抜の後、第二志望のB圏に加える。